

市立豊中病院地下水利用サービス事業 公募プロポーザル

募集要項

1. 事業概要

(1) 事業名称

市立豊中病院地下水利用サービス事業

(2) 事業場所

豊中市柴原町4-14-1

(3) 施設等の管理者

豊中市病院事業管理者

(4) 事業内容

地下水利用サービス事業の事業方式は、地下水利用サービス事業を行う事業者（以下「事業者」という。）が、市立豊中病院（以下「当院」という。）敷地内の既設地下水を汲み上げ、この地下水を浄化し、飲料水として当院に供給するための地下水供給設備（以下「地下水設備」という。）を設置し、飲料水として上水用受水槽に供給するものとします。また、事業者が維持管理及び運営を行った上で、事業終了後、当院に設備の所有権等を移転する方式とします。（詳細については11.(1)を参照）

(5) 準備期間

地下水利用サービス事業の準備期間は、当院と優先交渉権者の間で締結する地下水サービス事業の契約（以下「事業契約」という。）締結日（令和元年8月予定）から、地下水設備の設置及び整備を行い、法令等に定める水質検査、関係官庁への届出等全ての業務を執行するまでの期間とします。

(6) 供給期間（地下水設備の運転業務期間）

令和2年4月1日から令和17年3月31日までの15年間とします。

(7) 担当部署

〒560-8565 豊中市柴原町4-14-1

市立豊中病院事務局 施設用度課

Tel 06 (6843) 0101、Fax 06(6858)3531

E-Mail shisetsu@chp.toyonaka.osaka.jp

2. 参加手続

(1) 参加資格確認申請書（参加資格については、15. プロポーザル参加に関する条件等を参照）
当院ホームページからダウンロードしてください。

(2) 受付期間

募集開始日から令和元年 5月31日（金）午後5時まで（必着）

(ア) 提出書類

- ・ 参加資格確認申請書【様式1-1】
- ・ 国内事業実績書【様式1-2】
- ・ 病院事業実績書【様式1-3】

(ウ) 提出場所

1部を1.(7)担当部署

(エ) 提出方法

持参（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）又は郵送（郵送により提出する場合（原則として遠隔地（例えば日本国外等）にある者を対象とする。）は、5月31日（金）の午後5時までに到達するよう配達証明付き書留郵便で送付してください。封筒には件名とともに「参加資格確認申請書類在中」と朱書きしてください。なお、(ア)提出書類が全て揃った状態で提出することとします。また、郵送した日に前号に掲げる担当部署に郵送した旨の電話連絡をお願いします）。

(オ) 参加資格確認結果の通知

令和元年6月5日（水）（予定）に参加資格確認結果通知書を電子メールにて送信するとともに、参加資格確認結果通知書の原本を郵送にて送付いたします。

3. 現地説明会

(1) 実施

参加資格確認結果通知書で参加表明書が受理された者に対し現地説明会を実施します。

(2) 実施方法

希望者は参加資格確認結果通知書受理日から令和元年6月7日（金）午後5時の間に上記1.(7)担当部署へ電話または電子メールで連絡し調整の上実施します。

(3) 実施期間

令和元年6月10日（月）～ 6月12日（水）まで
毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時

4. 質問書の提出について

(1) 提出期間

令和元年6月14日（金）午後5時必着

(2) 提出方法

【様式1-4】で簡潔に記入し、1.(7)担当部署へFaxまたは電子メールで提出して下さい。
電話での質疑や評価、審査に係る内容等の質問については一切お答えできません。

(3) 回答方法

令和元年6月21日(金)(予定)中に参加資格確認結果通知書を送付した事業者全てにメールで回答します。なお、回答書は公募関係書類の追加とみなします。

5. 提案書の提出について

(1) 提出期間

令和元年6月6日(木)から令和元年6月28日(金)午後5時必着

(2) 提出先

1.(7)に示す担当部署

(3) 提出方法

持参(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)又は郵送(配達証明付き書留郵便)で送付してください。

(4) 提案内容

指定様式がない項目については、任意様式としますが、用紙の外周におおむね15mm以上の余白をとり、文字の大きさは10.5ポイント以上としてください。様式は模式図やイメージ図等に注釈を付す場合は、できるだけ簡潔なものとし、見やすい大きさにしてください。

(ア) 企画提案書【様式1-5】: 正本(社印、代表者印)、副本(社印、代表者印不要)

(イ) 会社の概要【様式1-6】

- ・会社の概要(資本金、支店等、設立年、社員数、業務等)
- ・今回事業と同種の病院300床以上の実績数(契約中も含む)
- ・貸借対照表(直近3年分を1部)
- ・損益計算書(直近3年分を1部)
- ・キャッシュフロー計算書(直近3年分を1部)

(ウ) 設備関係

- ・設備関係提案書の記載内容は、要求水準書以上の提案について記載してください。
- ・地下水設備で設置する機器の詳細仕様内容(台数、能力、測定方式、材質、メーカー、設置面積、ポンプ能力計算書、システムフロー図等)【様式1-7-1】
- ・地下水利用システムと配管類の耐震性について【様式1-7-2】
- ・地下水設備の制御内容(異常時(異常の条件)の機器制御、供給水の比率制御等)【様式1-7-3】

- ・システムフロー図、全体配置図面等【任意様式】
- ・既存設備の改造（既存電気設備及び配管等の改造がある場合記載。また施工による影響（機器や電気の停止等）についても記載。）既設機器・配管等の耐震性能の向上策等

【様式1-7-4】

(エ) 水質、地下水設備等の監視、点検、安全体制関係

- ・監視システムの内容（監視項目、監視装置方式、（機器仕様と重複）等）【様式1-8-1】
- ・地下水の浄化処理方法（沈殿槽、薬液注入、膜ろ過方式等）【様式1-8-2】
- ・浄化処理水の監視及び点検（水質-原水、浄化水の定期・臨時等 地下水設備機器-定期・臨時等）【様式1-8-3】
- ・既設井戸の調査（揚水試験、水質試験等の調査内容、項目の詳細）【様式1-8-4】

(オ) 提案サービス単価書【様式1-9】

- ・提案単価（1 m³当たりのサービス料単価）
- （上記見積単価には、既設井戸の調査、地下水浄化に必要な機器設備設置、運用、保守、光熱水費、その他本業務に要する費用のすべてを含みます。なお、消費税及び地方消費税は含まない金額を記載して下さい。）

(カ) その他

- ・メンテナンス及び緊急時の対応及び体制（体制、対応、調査等）【様式1-10-1】
- ・事故時の補償（賠償責任保険内容等）、補償額【様式1-10-2】
- ・同種事業の実績や企業独自による事例等を活かした提案【様式1-10-3】

6. 書類形式について

(1) 提出部数

正1部、副6部（コピー可）、計7部提出し、CD-R又はDVD-Rで1部提出。

(2) その他

- (ア) 用紙サイズはA4版とします。但し図面についてはA3版も可とします。その場合はA4サイズに折り込んでください。
- (イ) 匿名審査を行うため、副本については提出者が判明できる内容の記載（記号や縁取り等も含む）はしないこと。
- (ウ) 所定の様式以外の書類については受付しません。
- (エ) 提案書の提出後、補足資料の提出を求めることがあります。
- (オ) 提案書の提出は、1者につき1案のみとします。
- (カ) 提案内容の変更は認められません。
- (キ) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によります。
- (ク) プロポーザル参加のための資料作成に係る費用は、全てプロポーザル参加者の負担とします。
- (ケ) プロポーザル参加者は、選定結果後に選定結果又は本募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (コ) 参加表明書及び提案書が次のいずれかに該当する場合、無効とします。
 - ・提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。

- ・指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ・許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。

※参加意向申出書及び提案書に虚偽記載の場合、豊中市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがあります。

7. 選定スケジュール

日 程	内 容
令和元年 5月22日 (水)	募集開始
令和元年 5月31日 (金)	参加資格確認申請書の提出期限
令和元年 6月 5日 (水)	参加資格確認結果の通知
令和元年 6月10日 (月)～6月12日 (水)	現地説明会
令和元年 6月14日 (金)	質問書の提出期限
令和元年 6月21日 (金)	質問書の回答日
令和元年 6月28日 (金)	提案書の提出期限
令和元年 7月16日 (火)	プレゼンテーション (優先交渉権者の決定)
令和元年 8月上旬	優先交渉権者との協議及び事業契約の締結
令和2年 4月 1日	地下水利用サービス事業開始

8. 優先交渉権者の選定

- (1) 優先交渉権者は、当院で組織された選定委員会で選定します。
- (2) 評価基準の項目及び配点に基づいて評価し、評価点の高い順に交渉権者として選定します。
- (3) 参加表明が1者のみでも、プロポーザルは実施します。但し、1者の評価点が一定の基準を下回った場合は、優先交渉権者としては選定しません。
- (4) プレゼンテーションの実施
 - (ア)日 時 令和元年 7月16日 (火) (予定) (詳細日程は後日郵送)
 - (イ)場 所 市立豊中病院 管理棟5階講堂
 - (ウ)方 法
 - ・プレゼンテーション参加者は各者3名以内
 - ・プレゼンテーションは1者につき15分以内、質疑応答15分以内とします。
 - ・審査は匿名で行うため、自己紹介や提案者が特定できる制服・ネームプレート・社章及び画像等は使用しないでください。
 - ・パソコンは必ず提案者が持参してください。スクリーン、プロジェクター、ホワイトボードは当院が準備します。(プロジェクターはEPSON EB-2140Wです。)
 - ・手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によります。

- ・プロポーザルに参加するための資料作成に係る費用は全てプロポーザル参加者の負担とします。
- ・提出された参加申請書及び提案書は返却いたしません。
- ・提出された提案内容は、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- ・提出された書類の著作権はプロポーザル参加者に帰属します。ただし、当院が特定を行う作業に必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。また、当院が必要と認めた場合は提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ・当該プロポーザルのために当院において作成した資料は、当院の了承なく公表、使用することはできません。

(5) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、当院地下水利用サービス事業公募プロポーザル参加事業者へ速やかに通知すると共に、市立豊中病院ホームページ

(<http://www.chp.toyonaka.osaka.jp/nyusatsu/proposal/index.html>) 上にて公表します。

9. 契約手続について

- (1) 優先交渉権者と提案内容等に基づき協議の上、当院の決定した予定価格の範囲内で契約を締結します。
- (2) 優先交渉権者は、設計内容を踏まえた事業計画と契約期間中の支払金額及び支払条件について、当院に提出することとします。当該金額については、提案時に提出した参考見積額以下を基本としますが、追加サービス提案の採用や要求水準書の変更等の設計変更があった場合及び価格変動事由が発生した場合などは、当院と協議することとします。
- (3) 提案書の内容は、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務において必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (4) 優先交渉権者が、優先交渉権者を特定する期日までの間に近畿圏内において指名停止措置となった場合には、以後本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、優先交渉権者として特定されている場合は、次点者との手続を行います。
- (5) 優先交渉権者が、事業契約書の締結までに参加資格の要件を満たさなくなった場合、当院は優先交渉権を取り消し、次点者と事業契約の締結に向けた協議を行います。なお、優先交渉権者は、事業契約書の締結ができない場合、当院に理由を記載した文書（様式任意）を提出して下さい。
- (6) 協議の不調又は既設井戸の調査において十分な水量・水質が得られないことが判明し、本業務を遂行できない場合には、次点者及び提案内容の評価が上位であったものから順に必要な事項を協議の上、契約締結を行います

10. その他

- (1) 事前調査及び試掘段階でシステム導入が不可能と判断された場合は、埋め戻しを含め全てを令和2年3月27日（金）までに原状復帰して下さい。この際の撤退費用は全て事業者が負担することとします。

- (2) 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている設備等を使用することにより生ずる責任は、原則としてプロポーザル参加者が負うこととします。

11. 地下水利用サービス事業の業務の対象

- (1) 地下水利用サービス事業にて事業者が実施する業務の対象は、以下のとおりです。

(ア) 準備業務

- ・調査業務
- ・設置業務
- ・その他付随業務

(イ) 供給業務

- ・維持管理業務
- ・運営管理業務
- ・地下水設備（当院設備を含む。）の水道技術管理業務
- ・地下水設備に関する計測及び検証等
- ・地下水設備の劣化診断業務及び必要な機能回復措置業務
- ・災害時等、応急対策業務
- ・その他付随業務

(ウ) 地下水設備の設置に伴う資金調達

(エ) その他業務

- ・周辺影響調査、騒音・振動調査及びその対策業務
- ・補助金を活用する場合における補助金申請手続き等各種申請業務
- ・各種調整業務

12. 支払い条件

- (1) 本事業の年間支出負担上限額は 50,000千円（税抜）とします（但し、要求水準書に記載した値を超える飲料水の供給があった場合は従量料金を加算します。）。地下水サービス事業の事業期間中の支払いは、毎月払いとし、内訳は、以下のとおりとします。

(ア) 従量料金

- ・浄化した飲料水 1 m³あたりのサービス単価（従量料金）を定め、その単価に当該月の供給量を乗じた金額を従量料金として支払います。なお、検針値 1 m³未満の端数については切り捨てるものとします。サービス単価には、地下水の浄化に必要な設備設置費、維持管理費、運営管理費、光熱水費、下水道使用料（システム排水のみ）、統括管理業務及び関連業務に係る費用、諸経費に要する費用とします。

13. 土地（公有財産）の使用と権利

地下水サービス事業は、配付資料「参考配置図」で図示する土地の範囲内で行うものとし、地下水サービス事業における土地の使用に係る費用は発生いたしません。なお、当該土地（公有財

産)における私権設定(地下水設備等の抵当権設定等)はできません。

14. 契約期間中の水量・水質並びに財政状況の確認

(1) 飲料水の供給量及び水質について

(ア) 浄化した飲料水の供給量が、3か月間要求水準書に示す値を満たさない場合、事業者は直ちに改善策を検討及び提案し、当院に確認のうえ実施することとします。なお、この後3か月を経過しても回復が見込まれない場合、当院は事業者との契約を解除することができるものとします。また、契約を解除する場合、事業者は原状復帰を行い、その費用は事業者が負担するものとします。

(イ) 浄化した飲料水の水質が、要求水準を満たさない場合、事業者は直ちに改善策を検討及び提案し、病院に確認のうえ実施することとします。なお、この後3か月を経過しても回復が見込まれない場合、当院は事業者との契約を解除することができるものとします。また、契約を解除する場合、事業者は原状復帰を行い、その費用は事業者が負担するものとします。

(2) 財政状況の確認

当院は契約期間中の事業者の財政状況を確認することができるものとします。毎年の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)、売上構成を提出し当院の確認を受けることとします。損益計算書に計上されている粗利(売上一売上原価)が直近2か年で連続して赤字に陥った場合、又は税(15.(1).(イ))の滞納が確認された場合は、当院は事業者との契約を解除することができるものとします。この時、当院は事業者と協議のうえ地下水設備を買取ることができるものとし、当該買い取りを行わない場合は、事業者の費用負担で原状復帰を行うこととします。

15. プロポーザル参加資格条件等

(ア) 次に掲げる条件をすべて満たした単体企業でかつ、提案書の提出資格を有することの確認を受けることとします。

- ・健全な財政状況であるもの。
- ・日本国内で、年間給水量60,000m³/年以上の地下水を浄化した飲料水の供給を行った実績があるもの。
- ・日本国内の300床以上の病院施設の地下水を浄化した飲料水の供給を行った実績があるもの。
- ・令和元・2年度豊中市入札参加有資格者名簿(物品)に登録されているもの。
- ・参加意向申出書の提出期限から優先交渉権者の特定する期日までの間のいずれの日においても、豊中市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないもの。

(イ) 以下のいずれかに該当する者は参加資格を有さないものとします。

- ・財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)のうち損益計算書に計上されている粗利(売上一売上原価)が直近2か年で連続して赤字であるもの。
- ・貸借対照表に税(国税及び地方税)の未払いが計上されているもの。但し、納税証明(その1)(その3)(その3の3)等の証明書を提出して滞納でないことが確認できれば可。
- ・「不渡り」、主要取引先との取引停止等の報告、又は公的機関による差押え等の処分を受け

るなど、経営状況が健全でないと考えられる情報があるもの。

- ・ 本募集要項公表以降に、市立豊中病院地下水利用サービス事業者選定委員会の委員に、当該プロポーザルに関して接触した者は、プロポーザルの参加資格を失うこととします。